

# マッスルジム会員規約

## <定義>

第一条 本契約によって定める条項は株式会社同心会と業務委託先が運営するすべての施設（以下総称して「本施設」という）に適用されるものとします。

## <目的>

第二条 本施設は、会員が本施設の施設を利用し、会員の健康の維持・増進を図り 会員相互の交流および親睦を深めることを目的とします。

## <会員制度>

第三条 本施設は会員制とします。  
2. 本施設に入会される方または法人は、会社が指定する入会申込書等の申請書に正確な情報を記載しなければなりません。  
3. 本施設は、会員の種類を設定または廃止することがあります。

## <入会資格>

第四条 本施設の入会資格は、以下のとおりとします。  
① 本規約および本施設の諸規則を厳守する方（未成年の場合は、親権者の同意を必要とします）  
② 暴力団関係者でない方  
③ 医師等により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障が無いと自己責任において申告された方  
④ 妊娠中でない方  
⑤ 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方  
⑥ 公的、私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのない方  
⑦ 会社が適当と認めた方

## <諸規則の遵守>

第五条 会員は、本規約、および当施設が定める諸規則を遵守しなければなりません  
2 施設の利用にあたっては、当施設の指示に従わなければなりません。

## <入場の禁止および退場>

第六条 当施設は、以下の各項に該当する方の入場を禁止または退場を命じることができます。  
①暴力団関係者  
②本規約および当施設の諸規則を遵守しない方  
③医師等により運動を禁じられている方  
④妊娠中の方  
⑤伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方  
⑥酒気を帯びている方  
⑦会社が不適当と認めた方  
⑧その他当施設を利用することが困難であると会社が認めた方

## <退会>

第七条 会員が自己都合により当施設を退会する場合は退会を希望される月の前月5日までに、会社所定の書面により当施設のフロントにて手続きを完了しなければなりません。なお、会員が死亡した場合でも親族またはこれに準ずる者からの退会届がない限り、退会扱いとはなりません。（電話または郵送などによる申し出は受け付けられません）  
2 前項の手続き後、退会届けに記載の退会日をもって退会とします。  
3 会費、利用料などが未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。  
4 会員が自己都合により会費を3ヶ月間以上滞納した場合は、退会扱いとします。ただし、滞納分については全額支払わなくてはなりません。

## <休会>

第八条 休会を希望される月の前月5日までに、会社所定の書面により当施設のフロントにて手続きを完了しなければなりません。  
2 会員は、休会期間中は会社が別に定める金額の休会料を会社所定の方法で支払うものとする。  
3 休会期間は最長6カ月とし、休会期間を過ぎますと自動的に復会となり、通常の月会費請求となります。

## <諸手続き>

第九条 会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。

2 会社より会員の住所あてに通知する場合は、会員から届け出のあった最新の住所宛に行ない、会社は通知の未達等以後の責を負いません。

## <会員資格の停止および除名>

第十条 会社は、会員が以下の各号の一に該当するときは、会員の会員資格を一定期間停止または除名し、当施設利用契約を解除することができます。  
①会社、グループ会社または当施設の名譽、信用を傷つけたとき  
②本規約その他会社の定めた諸規則に違反したとき  
③会員その他の債務を滞納し、会社からの催告に応じないとき  
④会社に対し虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明したとき  
⑤当施設の運営秩序を乱し、または乱すおそれがあると会社が認めたとき  
⑥他の会員に迷惑となる行為をしたと会社が認めたとき  
⑦その他、会員としてふさわしくない言動があったとき、会社が認めるとき  
⑧当施設入会后、暴力団等の反社会的勢力に関与したと会社が認めるとき  
2 前項による会員資格の停止または除名を受けた会員は、その後会社の運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

## <資格喪失>

第十一条 会員は以下の場合にその資格を喪失します。  
①退会  
②死亡または法人の解散  
③除名  
④運営上重大な理由により当施設を閉鎖したとき

## <会員資格の譲渡>

第十二条 当施設の会員資格は、本人限りとし、譲渡または相続その他の包括的な承継をすることができません。

## <入会金・事務手数料・会費および利用>

第十三条 有効期間は退会時までとし、入会金および会員証発行などの事務手数料は理由の如何を問わずこれを返還しません。  
2 会員は、会社が別に定める金額の月会費、年会費等の会費を、会社所定の方法で支払うものとし、入会申込書に記載の利用開始日後、既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還しません。  
3 会員は、利用の有無にかかわらず、退会月までの会費を支払わなければなりません。  
4 会社は、会員が当施設を利用するに当たり、利用の都度別に定める金額の支払いを求めることができます。  
<入会金、会員証発行事務手数料、会費および利用料等の改定>  
第十四条 会社は、別に定める入会金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料等を改定することができます。この場合、入会金については、新たに入会する会員から適用します。  
2 前項の改定を行う場合、会社は1か月前までに当施設の館内掲示などによって会員に告知するものとします。  
3 会社は、キャンペーンまたはセール等の日程、期間および内容につき事前に会員に告知する義務を負わないものとします。

## <営業日および営業時間>

第十五条 当施設の営業日および営業時間については、別に定めます。

## <施設の利用制限>

第十六条 会社は、競技会、スクール等の諸行事または本クラブの管理もしくはその他会社が必要と認めた場合に、施設の一部または全部の利用を制限することがあります。  
2 会社が定めた場合には、会員の施設利用について予約制とすることができます。

## <ビジター>

第十七条 会員は、所定の人数に限りビジターを同伴することができます。ただし、ビジターが本規約第七条の各項に該当する場合、ビジターの入場を禁止することができます。  
2 ビジターの施設利用の範囲は、同伴した会員に準ずるものとします。ただし、会社が必要と認めた場合には、利用を制限することがあります。  
3 ビジターは、本クラブ利用に際し、会社が別に定める利用料を支払わなければなりません。  
4 会員は同伴したビジターに関する一切の責任を負うものとします。

## <会員以外の施設の利用>

第十八条 会社は、特に必要と認めた場合、会員以外の方に本クラブの施設を利用させることができます。

＜休業＞

第十九条 会社は、以下の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

- ① 気象、災害、その他やむをえない理由等により会社が営業を行うことが妥当でないと認めるとき
- ② 警報・注意報などにより会社が営業を行うことが妥当でないと認めるとき
- ③ 施設の点検、補修または改修をするとき
- ④ 年末年始の一定期間の休業、その他会社の都合により会社が休業を必要と認めるとき

2 本条第1項第3号から第4号に定める事由による休業を行う場合、会社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

3 本条第1項第1号および第2号の事由による休業を行う場合、会社は会員に事前告知することを要せず、かつ原則として会員に対し会費の返還を行う必要はないものとします。

＜事故発生＞

第二十条 本クラブで会員本人または第三者に生じた人的物的事故については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き会社は一切の損害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。

＜盗難および紛失＞

第二十一条 会員およびビジターが当施設の利用に際して生じた盗難および紛失については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

＜忘れ物、拾得物の取り扱いおよび拾得物の拾得者の権利放棄＞

第二十二条 当施設における忘れ物について、会員は、会社で定める一定期間経過後に一切の権利を放棄したものと当施設にて処分することに異議を述べないものとします。

ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、当施設は、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

＜会員の損害賠償責任＞

第二十三条 会員が当施設内において自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合、会員はその賠償の責に任ずるものとします。会員が同伴したビジターについては、同伴した会員が該当ビジターと連帯して損害賠償の責に任ずるものとします。

＜入会申込書等の処分＞

第二十四条 会員の入会申込書等は、当施設でのシステム入力後、所定の方法により保管します

＜解散＞

第二十五条 会社は、やむをえない理由による場合には、三ヶ月前の予告をすることにより当施設を解散することができます。

2 解散の理由が天災地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。

3 当施設解散の場合、会社は会員に対し、特別の補償は行いません

＜通知方法＞

第二十六条 本規約および会社の諸規則に関する通知または予告は、重要事項を除いては当施設所定の場所に掲示する方法により行いこれにより、すべての会員はその予告を受けたものとみなします

＜本規約その他の諸規則の改正＞

第二十七条 会社は、本規約、細則、利用規定、その他当施設の運営・管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

＜発効＞

第二十八条 本規約は2015年1月4日より発効します。

＜キャンペーン資格＞

キャンペーン入会での割引料金にて入会された方は、縛りの期間中に退会コース変更が出来ません。

途中退会される場合、残りの会費・割引された料金のお支払いが必要となる。

マッスルGYM個人情報保護方針

1. 個人情報の収集・利用目的

個人情報は適切な方法で収集するものとし、情報主体（以下、本人という）への通知または公表した目的および範囲に限定して利用することとします。

当社が個人情報を本人から直接収集し、利用する目的は次のとおりです。

- ① 入会手続きのため
  - ② 加圧、ボクシングプログラム、スクール、24時間フィットネスに関するお問い合わせや、資料のご請求にお応えするため
  - ③ 運営に関するご案内、各種キャンペーン・イベント等のダイレクトメールを送りするため
  - ④ 法人会員の利用報告やお問い合わせにお応えするため
  - ⑤ お取引等に関するご連絡のため
  - ⑥ お問い合わせ時のご本人確認ならびに内容確認のため
  - ⑦ お客様の施設利用時の安全管理のため
  - ⑧ 当社が取り扱う保険、およびこれらに付帯・関連するサービスの提供のため
  - ⑨ 採用選考のため
  - ⑩ その他お客様に通知または公表した目的のため
- 上記以外の目的で個人情報を収集して利用する際には、その利用目的とお問い合わせ先を明示します。

《当社と取引がある保険会社》

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

フコク生命保険相互株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

2 第三者への情報提供

以下の場合を除いて、第三者に個人情報を提供することはありません。

- ① 本人からの同意があった場合
  - ② 法令に基づく場合
  - ③ 人の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人情報を提供する場合がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  - ④ 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 3 個人情報の正確性および安全性の確保  
個人情報の正確性および安全性を確保するため、個人情報に対する安全対策を実施し個人情報への不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏えい等の予防ならびに是正に努めます。
- 4 個人情報の開示、訂正、利用停止、第三者提供の停止  
ご本人に関する情報の開示、訂正、利用停止および第三者提供の停止の求めがあった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいた上で、特別な理由がない限り、合理的な範囲、期間で対応させていただきます。
- 5 法令等の遵守  
個人情報の取り扱いにおいて、当該個人情報の保護に適用される法令及び関連するガイドライン・その他の規範を遵守します。
- 6 個人情報保護方針の改定  
当社個人情報保護方針に重要な変更がある場合には、当社ホームページに掲示することにより告知いたします。